

## 7 解散等

### (1) 解散事由（法第 31 条）

NPO 法人は、次の事由によって解散します。

- |                          |
|--------------------------|
| ①社員総会の決議                 |
| ②定款で定めた解散事由の発生           |
| ③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 |
| ④社員の欠亡                   |
| ⑤合併                      |
| ⑥破産手続開始の決定               |
| ⑦法第 43 条の規定による設立の認証の取消し  |

### (2) 解散認定申請

NPO 法人が、(1) 解散事由の「③目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能」により解散しようとするときは、所轄庁に解散認定申請を行い、認定を受けなければ解散することはできません。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散認定申請書（第 9 号様式）	1 部	176
2	目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能の事由を証する書面	1 部	—

### (3) 解散届

NPO 法人が、(1) 解散事由の「①社員総会の決議」「②定款で定めた解散事由の発生」「④社員の欠亡」「⑥破産手続開始の決定」により解散したときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届出をしなければなりません。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	解散届出書（第 10 号様式）	1 部	177
2	解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1 部	—

※ 解散後、清算中の NPO 法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまでは存続するものとみなされます（法第 31 条の 4）。

### (4) 清算人の就任届

NPO 法人が解散したときは、定款に別段の定めがあるとき、社員総会において理事以外のものを選任したとき、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事が清算人となり、主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の監督により、①～⑤の清算業務を行うこととなります（法第 31 条の 5、法第 31 条の 9、法第 32 条の 2 第 1 項）。

- ① 現務の終了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し
- ④ 債権の申出の公告と催告
- ⑤ 公告と催告により判明した債務の分配

※ 債権の申出の公告は、2か月以内に少なくとも1回官報に掲載する必要があります  
(法第31条の10第1項、第4項)。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	清算人届出書(第11号様式)	1部	178
2	清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	—

#### (5) 残余財産の帰属

解散したNPO法人の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、所轄庁に対して、清算終了届出書を提出した時において、定款で定める帰属先に帰属します。定款に規定する場合は、下記の者のうちから選定しなければなりません(法第11条第3項)。

- |  |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> <li>①他の特定非営利活動法人</li> <li>②国又は地方公共団体</li> <li>③公益社団法人又は公益財団法人</li> <li>④学校法人</li> <li>⑤社会福祉法人</li> <li>⑥更正保護法人</li> </ol> |
|--|

定款に残余財産の帰属先に関する規定がない場合には、清算人は、「残余財産譲渡認証申請書」により所轄庁に申請し、認証を得て、その財産を国又は地方公共団体に譲渡することができます(法第32条第2項)。

定款に帰属先の定めがなく、かつ清算人が認証申請をしなかった場合又は認証申請したが不認証になった場合には、残余財産は国庫に帰属します(法第32条第3項)。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	残余財産譲渡認証申請書(第12号様式)	1部	179

#### (6) 清算終了届

清算が終了したときは、清算人は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付して「清算終了届出書」を所轄庁に提出しなければなりません。

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	清算終了届出書(第13号様式)	1部	180
2	清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書	1部	—

総会における解散の決議から清算終了までのフロー

